

蒲郡駅事件民事裁判 上告棄却弾劾！

12月14日、最高裁判所第三小法廷は、蒲郡駅事件民事裁判の上告を不当にも棄却する決定を下した。私たちは満腔の怒りで弾劾する。

上告棄却の理由として最高裁は「違憲をいうが、その実質は事実誤認の主張である」としている。またしても最高裁は、真実を直視することを全くせずに「事実誤認」の一言をもって、不当きわまりない決定を下したのである。

解雇は労働者にとって「死」を意味する。解雇が憲法にある「基本的人権」を脅かしているではないか！私たちは、このような不当な決定を下す日本の司法を許さない！

この事件は愛知県警と会社が用意周到に仕組んだ労働組合破壊を目論んだ国策捜査であることはいうまでもない。加藤さんを解雇することでJR東海労の弱体化を狙い、また心ある社員からの内部告発を根絶しようとしたのである。そして「命令と服従」の労務管理をさらに徹底させるために、つくられた事件なのである。

私たちは、えん罪のない社会、労働者への弾圧のない社会をつくるため、美世志会の仲間と共に、反弹圧の闘いをさらに強化して進める！

**最高裁の上告棄却決定を許さず
反弹圧の闘いをさらに進めよう！**